東通村移住支援金対象チェック

東京圏から東通村へ移住された方を対象に移住支援金を支給します。
世帯での移住１００万円 ／ 単身での移住６０万円
ご自身が対象となるか、☑チェックを付けながらご確認いただけます☺

問１　東通村への移住について

□これから移住または未定（今後のご参考にしてください♪）
□移住歴１年以内（移住後３ヶ月以上 ～ １年以内に申請が必要です）
□移住歴１年以上（移住後１年以内に申請が必要なため対象外です）

問２　移住前の生活について教えてください。次のうちどちらに当てはまりますか。

□東京 23 区内に在住していた。※1
□東京圏※2（条件不利地域※3を除く）に在住し、東京 23 区内に通勤していた。※1
□上記どちらにも該当しない方（対象外です）

※1　移住直前の 10 年間のうち、連続１年以上かつ通算５年以上
※2　東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県です。
※3　条件不利地域の市町村（対象外です）
　東京都　：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
　埼玉県　：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
　千葉県　：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
　神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

問３　就職状況について教えてください。

□青森県 AOJ（あおもりジョブ）に掲載されている求人により就職した※1
□未定※2
□起業する（した）※3

※1　週 20 時間以上の無期雇用契約で３ヶ月以上勤務、５年以上勤務する意思がある方が対象です。
　　AOJ 対象求人のうち、３親等以内親族が代表者などの経営を担う職務を務めている法人ではない方が対象です。
※2　AOJ に適当な職がない場合　青森県　労政・能力開発課にご相談ください。☎017-734-9398
※3　県の起業支援金の交付を受けている方が対象です。
　　起業支援金を申請する場合は、青森県　地域産業課へご相談ください。☎017-734-9375

・。・。・。